

## 目標指針について(検討用参考整理)

平成 26 年 4 月 21 日  
評価専門調査会  
研究開発法人部会

- a. 主務大臣は、国民に対する説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める
- b. 法人を、中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築すべく、各分類に従い指針を提示
- c. 指針により、目標の具体性、客観性、明確性及び統一性を確保
- d. 目標を定める項目のレベルは、国民に対する説明責任を果たす観点から、業務内容が具体的で分かりやすく、適正かつ厳正な評価の実施を可能とするものとなるよう設定
- e. 中(長)期目標だけでなく、中(長)期計画及び年度計画の策定についても、指針を参考とする
- f. 国民に対し、「どのような必要性の下、何に基づき、何について、いつまでに、どのような水準を実現するのか」等について具体的、客観的かつ明確に分かりやすく記載
- g. 目標を定める根拠となる閣議決定等の政府方針、政策、施策等、及びその背景となる国民生活や社会経済の状況、並びに法令上の根拠規定について具体的、客観的かつ明確に記載
- h. 法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき法人が業務を行う必要性について具体的、客観的かつ明確に記載
- i. 目標の達成時期について具体的、客観的かつ明確に記載
- j. 達成すべき目標並びに政府方針等及び法令上の根拠を踏まえたその必要性について具体的、客観的かつ明確に記載
- k. 目標の達成状況を国民に分かりやすく示す必要性、国民生活や社会経済に及ぼす影響を把握した上で見直しや改廃を行う必要性等から、できる限りアウトカムに着目した目標を設定
- l. アウトカムに着目した目標を定めることが困難又は適切でない場合には、アウ

トップットに着目した目標を設定

- m. できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績等についても記載し、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いる
- n. やむを得ず定性的な目標を定める場合には、できる限り関連した測定可能な指標及びその目標水準を定めるとともに、基準となる値についても記載
- o. 評価指標は複数設定することも可能であるが、その場合には、それらの重要度、優先度及び難易度を記載
- p. 目標水準については、法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような高度な水準を定めるとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても記載し、実現可能性を過度に考慮した安易なものとするのしないよう留意
- q. 目標はそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるが、これらを踏まえた上で法人全体としての効果的・効率的な業務運営が求められていることから、各目標の重要度、優先度及び難易度を記載
- r. 「業務運営の効率化に関する事項」については、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営においてより一層効率化を進める必要があるものについて、できる限り定量的な目標を設定
- s. 「財務内容の改善に関する事項」については、業務運営の効率化に関する事項において定められる目標に加えて、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権や運営費交付金残高等の解消等について、できる限り定量的な目標を設定
- t. 「その他業務運営に関する重要事項」については、法人の業務運営や信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、内部統制・コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産管理、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等について、その特性に応じた目標を設定
- u. 中期目標事項等相互でトレードオフの関係となる目標を各事項や項目について定める場合には、それらの重要度、優先度及び難易度を総合的に勘案した上で目標を設定
- v. 中期計画及び年度計画には、中期目標の各項目について、それを達成するためのより具体的かつ定量的な目標、スケジュール等を盛り込むこととし、評価に際しては、当該項目を単位として評価を実施（中期計画及び年度計画においてさらに詳細な項目を設定した場合には、当該項目を単位として評価を実施）